

仕様書に対する質問・回答書

令和 7 年 6 月 17 日

公告番号	観 第 35 号
業務名	観光事業者のインバウンド対応促進事業に係る業務
質問事項	①仕様書 3(2) 伴走支援について、支援事業者の選定後、支援受入の合意は受託者で獲得する想定でしょうか？ ②仕様書 3(2) 伴走支援①海外向け OTA への商品掲載に向けた助言 について、OTA の掲載完了までを想定されていますか？ ③仕様書 3(2) 伴走支援③「販売経路を確保する」とは、どのような状態になっていることを想定されていますか？
回答	①支援受入等の調整については、受託者で行っていただくことを想定しています。 ②OTA への商品掲載は、全商品の掲載完了までは必須としませんが、掲載意思のある事業者については、掲載完了まで伴走支援を行ってください。 ③伴走支援を行った観光コンテンツのうち、海外旅行会社やランドオペレーターへの販売に適した商品を商談に使用できる状態にし、販売への道筋を示せる状態にすることを想定しています。